放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、18都道府県の29人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を所管する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいておりません。5月23日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 18都道府県 29人

(東京都5、神奈川県1、新潟県1、千葉県1、埼玉県3、大阪府1、京都府2、兵庫県1、和歌山県2、奈良県1、静岡県1、岐阜県1、岡山県2、鹿児島県1、宮崎県1、北海道3、愛媛県1、徳島県1)数字は人数

- ※ 岐阜県での強制執行の申し立ては初
- ※ 予告は平成25年5月23日までに実施済み